

# 障害年金の業務統計等について

令和2年9月10日

厚生労働省年金局  
日本年金機構

# 障害年金業務統計について

## 障害年金業務統計について

障害年金の業務運営に当たってデータの活用を推進していくため、令和元年度決定分から障害年金業務統計を整備し、障害基礎年金・障害厚生年金の新規裁定・再認定について、決定区分別件数、診断書種類別件数、都道府県別件数等を集計・公表する。

※ 障害年金業務統計における各年度のデータは、翌年度秋頃を目途に年金機構ホームページで公表。

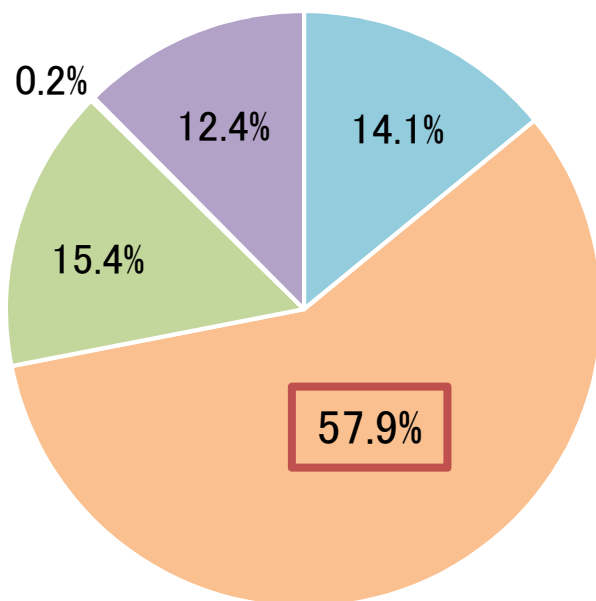
区分		集計データ	
1	決定区分別件数	新規裁定	決定区分別件数：1級、2級、3級（厚生）、手当金（厚生）、非該当
		再認定	決定区分別件数：継続、増額、減額、支給停止
2	診断書種類別件数	新規裁定／再認定	診断書種類別支給件数、診断書種類別・決定区分別件数 【診断書種類：8種類】 ①精神障害・知的障害（精神の障害）      ②呼吸器疾患 ③循環器疾患      ④腎疾患・肝疾患・糖尿病 ⑤血液・造血器・その他      ⑥眼 ⑦聴覚・鼻腔機能・平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能 ⑧肢体
3	都道府県別件数	新規裁定／再認定	都道府県別・決定区分別件数
4	更新期間別支給件数	新規裁定／再認定	更新期間別支給件数：1年、2年、3年、4年、5年、永久固定
5	都道府県別・診断書種類別件数	新規裁定／再認定	都道府県別・診断書種類別・決定区分別件数

※再認定：永久固定の場合を除き、障害年金の更新期間は1～5年の間で設定されており、更新期間満了日までに提出された診断書（障害状態確認届）に基づいて、再認定を行う仕組みとなっている。

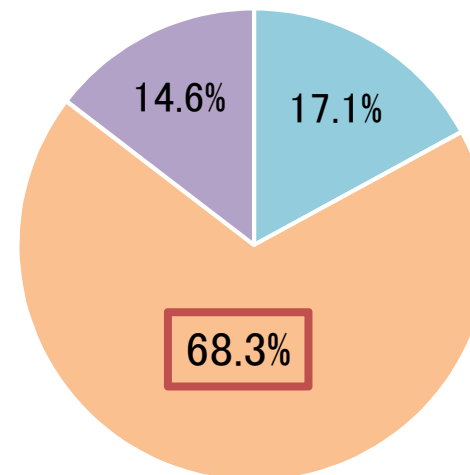
## 障害年金業務統計の概要①：新規裁定における決定区分別件数

新規裁定においては、障害基礎・障害厚生合計や障害基礎では2級が多く、障害厚生では2級及び3級が多い。

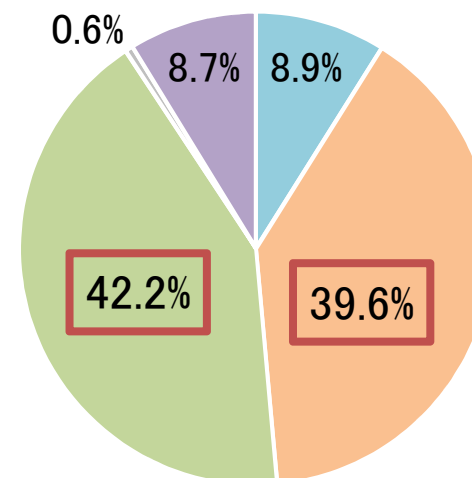
### 障害基礎・障害厚生合計



### 障害基礎



### 障害厚生



- 1級
- 2級
- 3級(障害厚生のみ)
- 手当金(障害厚生のみ)
- 非該当

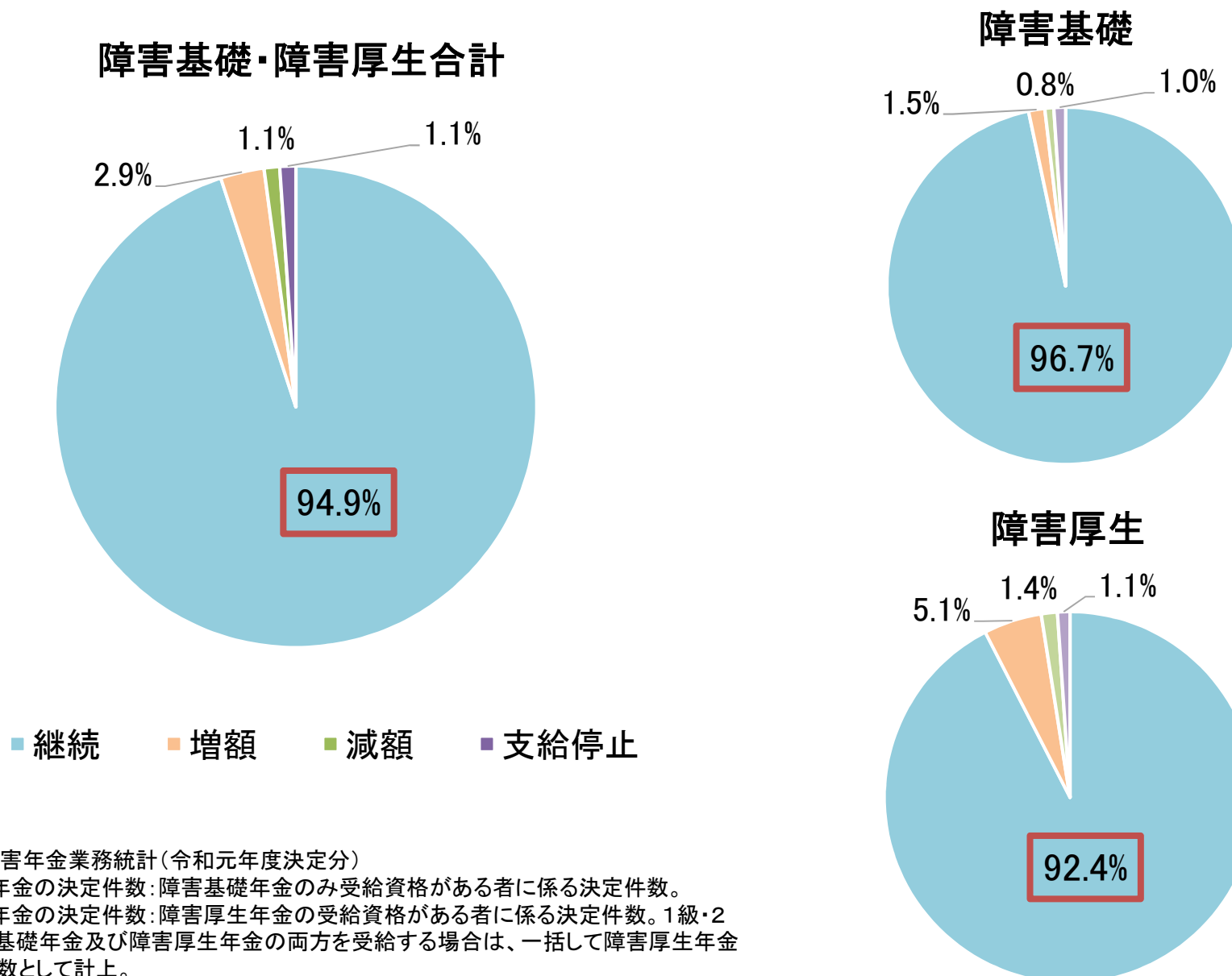
資料出所：障害年金業務統計(令和元年度決定分)

※障害基礎年金の決定件数：障害基礎年金のみ受給資格がある者に係る決定件数。

※障害厚生年金の決定件数：障害厚生年金の受給資格がある者に係る決定件数。1級・2級で障害基礎年金及び障害厚生年金の両方を受給する場合は、一括して障害厚生年金の決定件数として計上。

## 障害年金業務統計の概要②：再認定における決定区分別件数

再認定の90%以上は、再認定前後で障害等級が継続している。



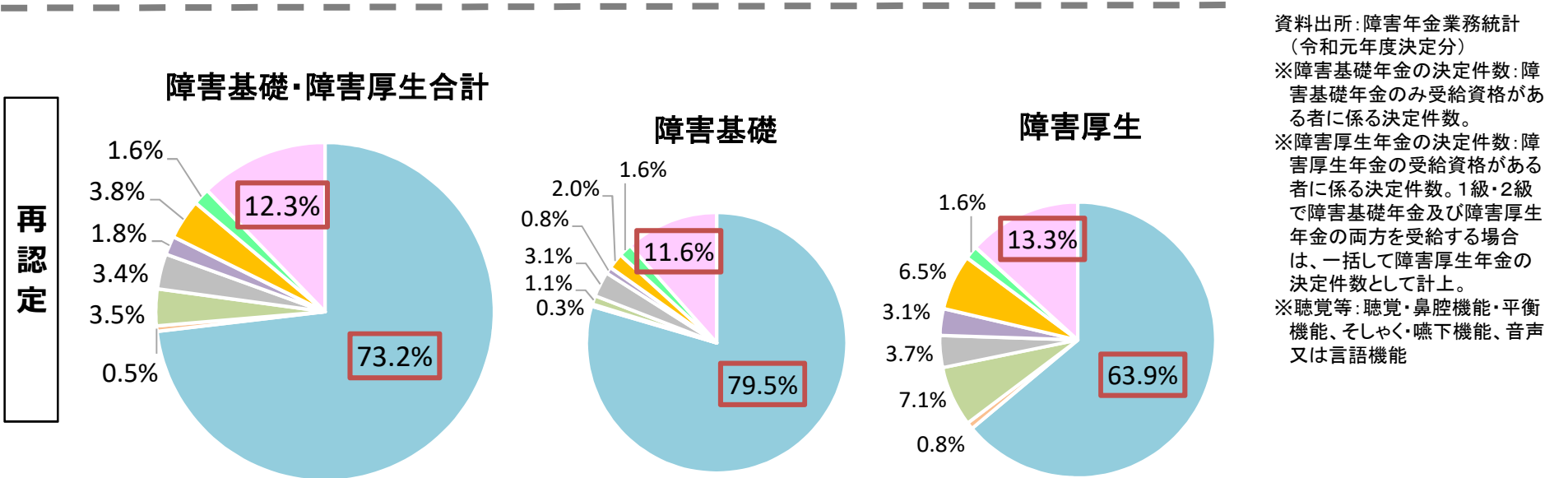
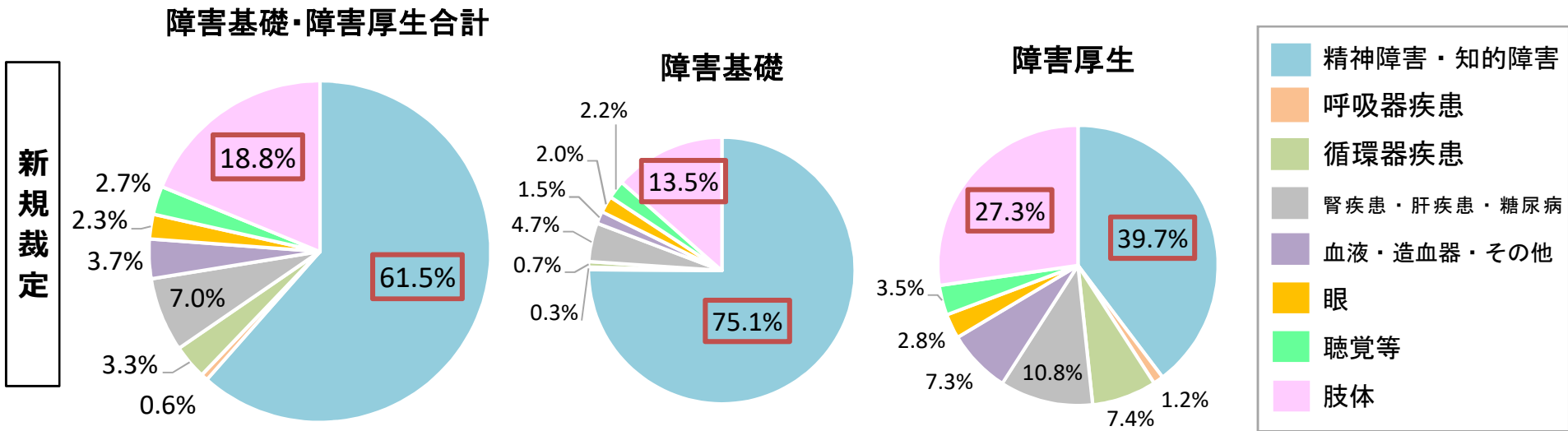
資料出所：障害年金業務統計（令和元年度決定分）

※障害基礎年金の決定件数：障害基礎年金のみ受給資格がある者に係る決定件数。

※障害厚生年金の決定件数：障害厚生年金の受給資格がある者に係る決定件数。1級・2級で障害基礎年金及び障害厚生年金の両方を受給する場合は、一括して障害厚生年金の決定件数として計上。

# 障害年金業務統計の概要③：診断書種類別支給件数

診断書種類別支給件数を見ると、精神障害・知的障害や肢体障害が多くなっている。



資料出所：障害年金業務統計（令和元年度決定分）

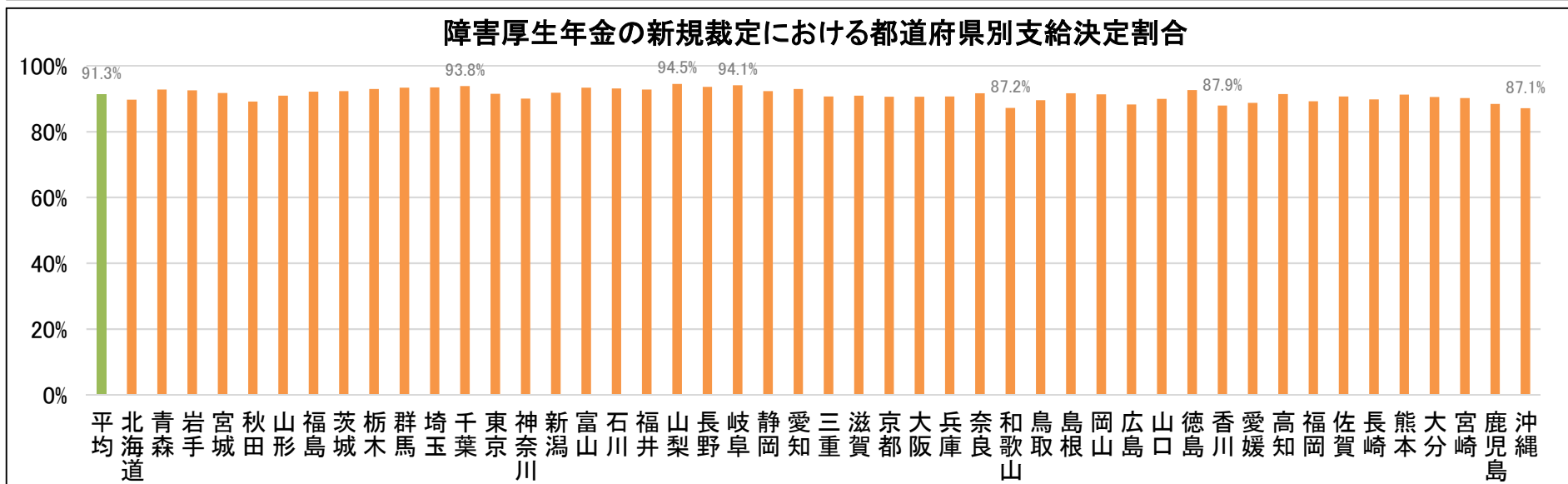
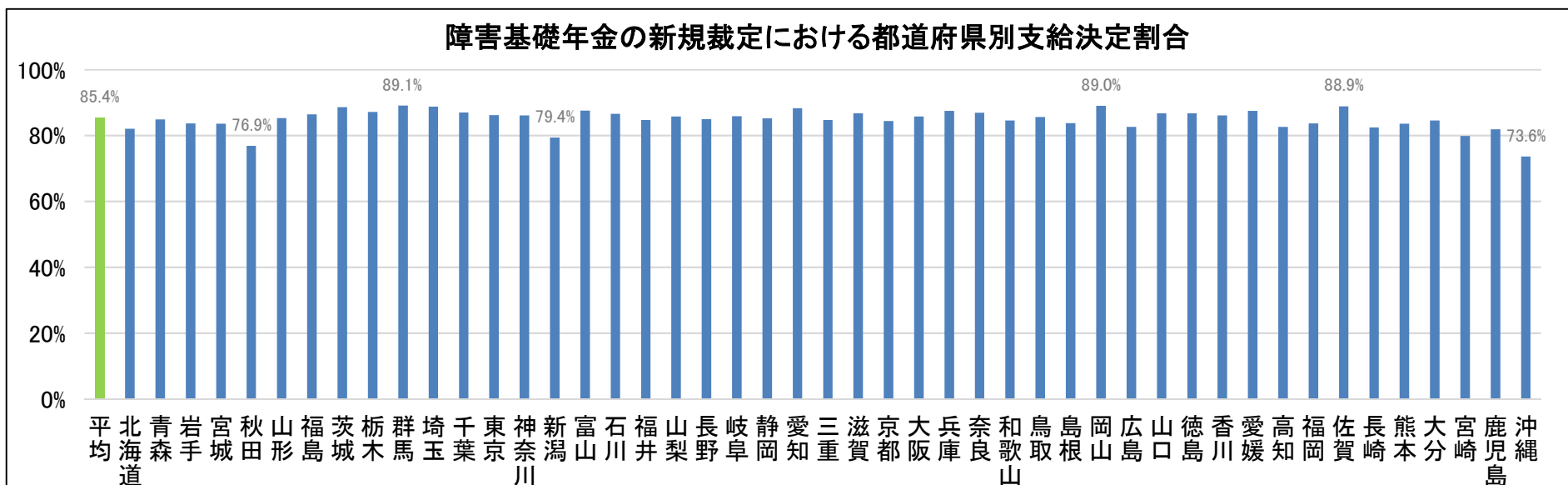
※障害基礎年金の決定件数：障害基礎年金のみ受給資格がある者に係る決定件数。

※障害厚生年金の決定件数：障害厚生年金の受給資格がある者に係る決定件数。1級・2級で障害基礎年金及び障害厚生年金の両方を受給する場合は、一括して障害厚生年金の決定件数として計上。

※聴覚等：聴覚・鼻腔機能・平衡機能、そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能

## 障害年金業務統計の概要④：新規裁定における都道府県別支給決定割合

新規裁定における都道府県別支給決定割合は、障害基礎年金は80%台～70%台、障害厚生年金は90%台～80%台となっている。



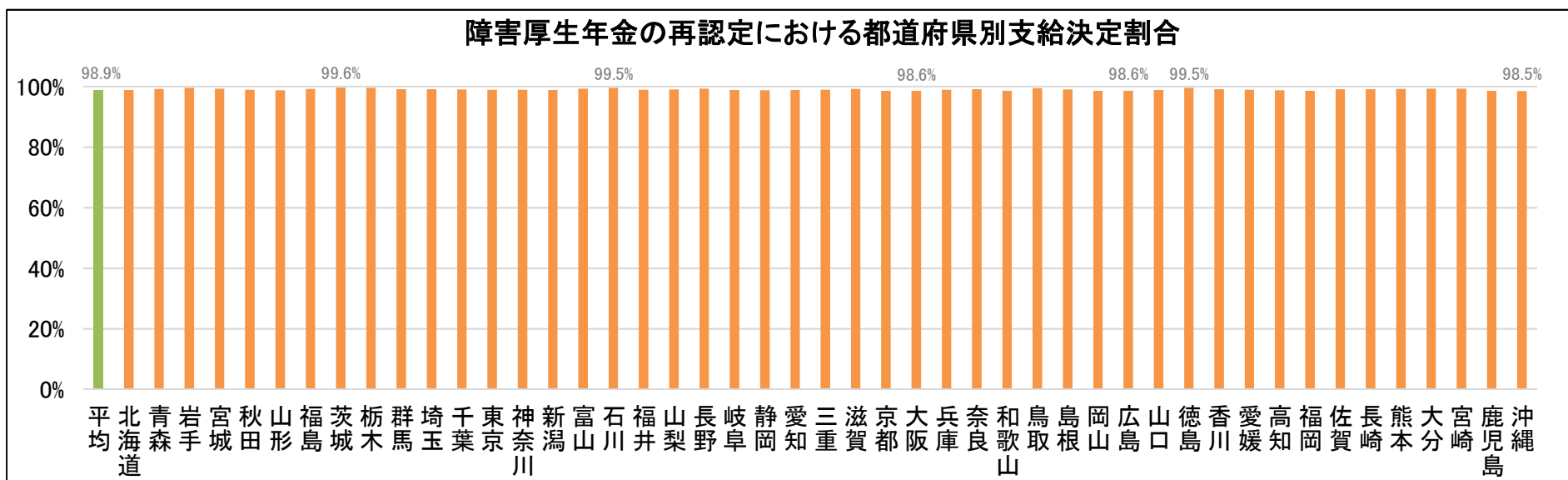
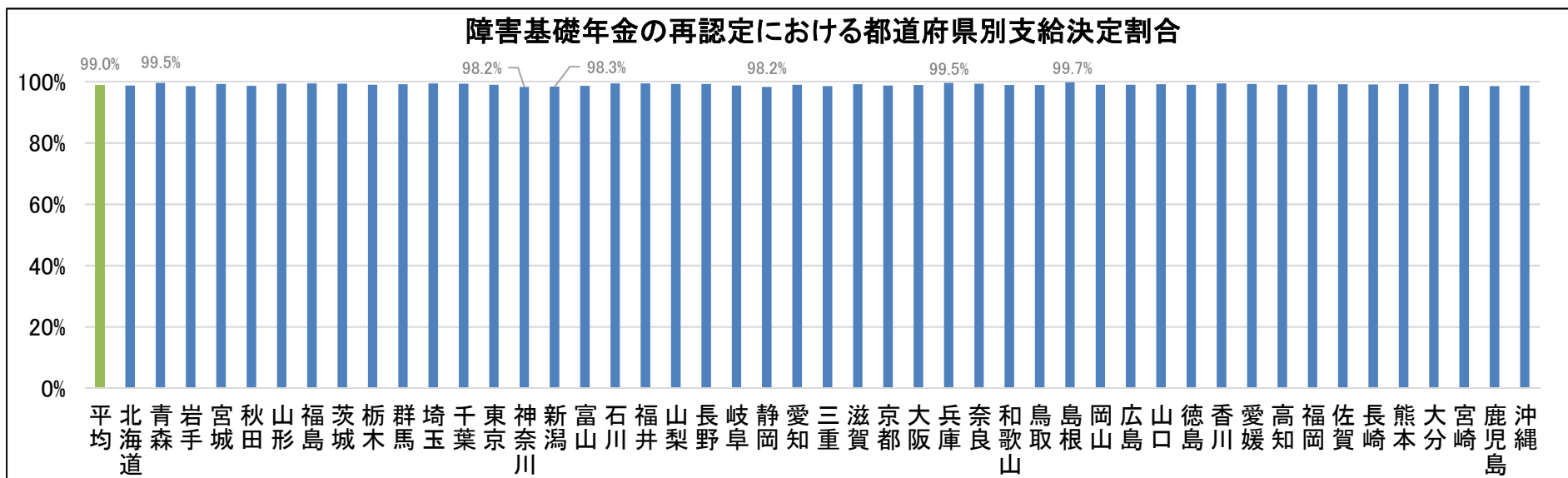
資料出所：障害年金業務統計（令和元年度決定分）

※障害基礎年金の決定件数：障害基礎年金のみ受給資格がある者に係る決定件数。

※障害厚生年金の決定件数：障害厚生年金の受給資格がある者に係る決定件数。1級・2級で障害基礎年金及び障害厚生年金の両方を受給する場合は、一括して障害厚生年金の決定件数として計上。また、障害手当金の決定件数も含む。

## 障害年金業務統計の概要⑤：再認定における都道府県別支給決定割合

再認定における都道府県別支給決定割合は、障害基礎年金・障害厚生年金とも、99%～98%の範囲内となっている。



資料出所：障害年金業務統計（令和元年度決定分）

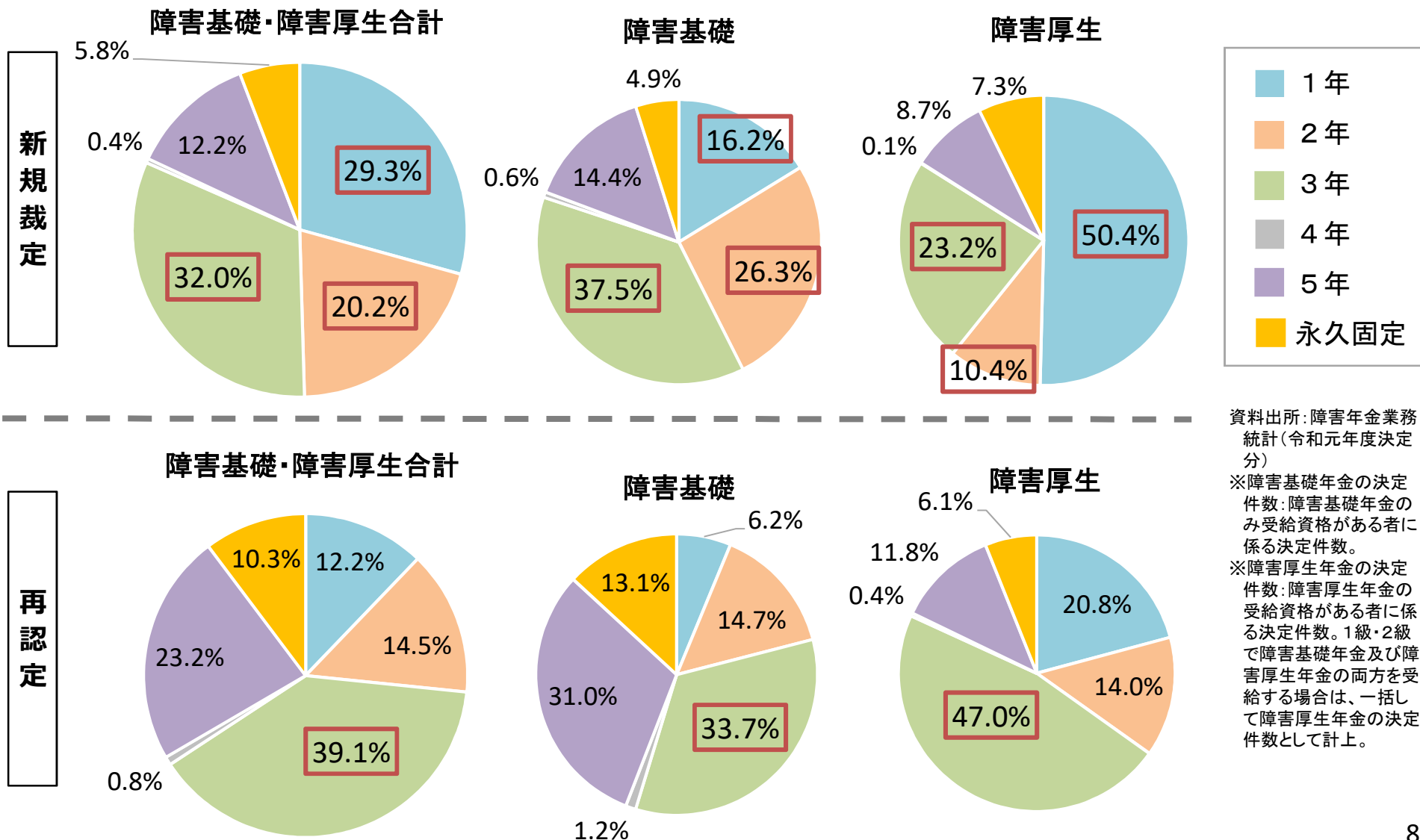
※障害基礎年金の決定件数：障害基礎年金のみ受給資格がある者に係る決定件数。

※障害厚生年金の決定件数：障害厚生年金の受給資格がある者に係る決定件数。1級・2級で障害基礎年金及び障害厚生年金の両方を受給する場合は、一括して障害厚生年金の決定件数として計上。



## 障害年金業務統計の概要⑥：更新期間別支給件数

- 新規裁定よりも再認定の方が更新期間が長くなる傾向にある。
- 新規裁定の場合、更新期間が1年～3年の間で設定されることが多い。
- 再認定の場合、更新期間が3年で設定されることが多い。



# 精神の障害に係る等級判定ガイドラインの 実施状況について

## 精神の障害に係る等級判定ガイドラインについて

精神障害・知的障害に係る障害年金の認定の地域差の改善を図るため、平成28年9月、精神の障害に係る等級判定ガイドラインを策定。ガイドラインにおいては、主治医等が作成した障害年金診断書の記載内容に基づく区分ごとの障害等級の目安等を定めている。

### 【区分ごとの障害等級の目安】

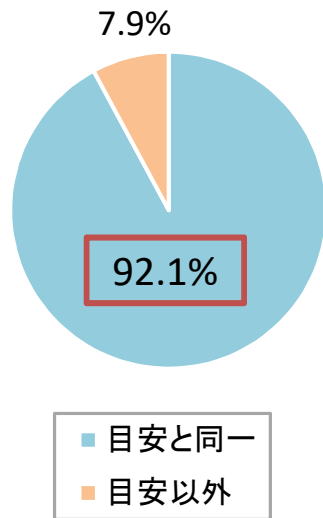
		日常生活能力の程度（5段階評価）				
		(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
日常生活能力の判定の平均（4段階評価の平均）	3.5以上	1級	1級又は2級			
	3.0以上 3.5未満	1級又は2級	2級	2級		
	2.5以上 3.0未満		2級	2級又は3級 (基礎：2級又は非該当)		
	2.0以上 2.5未満		2級	2級又は3級 (基礎：2級又は非該当)	3級又は非該当 (基礎：非該当)	
	1.5以上 2.0未満			3級 (基礎：非該当)	3級又は非該当 (基礎：非該当)	
	1.5未満				非該当	非該当

- ※ 「日常生活能力の程度」は、障害年金診断書（精神障害・知的障害用）の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。数字が大きいほど、援助の必要性が大きい。
- ※ 「日常生活能力の判定の平均」は、障害年金診断書（精神障害・知的障害用）の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その平均（1.0～4.0の間）を算出したもの。
- ※ 基礎は障害基礎年金を表す。
- ※ 等級の目安は総合評価時の参考とするが、個々の等級判定は、障害年金診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものであり、目安と異なる認定結果となることもあり得ることに留意して用いる。

## ガイドラインで設定された区分・目安と障害認定の関係①：新規裁定

- ガイドライン施行後3年間（平成29年度～令和元年度）の実績（障害基礎年金・障害厚生年金の新規裁定）を見ると、90%以上のケースで目安と同一の障害等級が認定されている。
- ガイドラインの日常生活能力に係る区分において重度とされたケースほど、支給決定割合が高くなる傾向にある。

### ◎障害等級の目安と認定された障害等級の関係



データ：日本年金機構調べ

※平成29年度～令和元年度の障害基礎年金・障害厚生年金の新規裁定に係るデータ。

※平成29年度～令和元年度の精神障害・知的障害に係る障害基礎年金・障害厚生年金の新規裁定件数全数(245,070件)のうち、障害等級の目安が設定されている区分にあてはまるケースは242,474件で、そのうちの223,383件(92.1%)で目安と同一の障害等級が認定されている。

### ◎ガイドライン区分ごとの支給決定割合

		日常生活能力の程度（5段階評価）				
		(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
日常生活能力の判定の平均（4段階評価の平均）	3.5以上	目安：1級 99.1% (1級：78.4%)	目安：1級又は2級 97.7% (1級又は2級：97.0%)			
	3.0以上 3.5未満	目安：1級又は2級 96.8% (1級又は2級：96.1%)	目安：2級 95.4% (2級：93.7%)	目安：2級 90.7% (2級：87.3%)		
	2.5以上 3.0未満		目安：2級 93.2% (2級：90.7%)	目安：2級又は3級 (基礎：2級又は非該当) 78.8% (上欄：96.2%)		
	2.0以上 2.5未満		目安：2級 85.4% (2級：80.4%)	目安：2級又は3級 (基礎：2級又は非該当) 58.8% (上欄：93.3%)	目安：3級又は非該当 (基礎：非該当) 22.0% (上欄：97.8%)	
	1.5以上 2.0未満			目安：3級 (基礎：非該当) 43.6% (上欄：87.1%)	目安：3級又は非該当 (基礎：非該当) 19.9% (上欄：98.7%)	
	1.5未満				目安：非該当 7.1% (上欄：92.9%)	目安：非該当 4.4% (上欄：95.6%)

注1 「日常生活能力の程度」は、障害年金診断書（精神障害・知的障害用）の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。数字が大きいほど、援助の必要性が大きい。

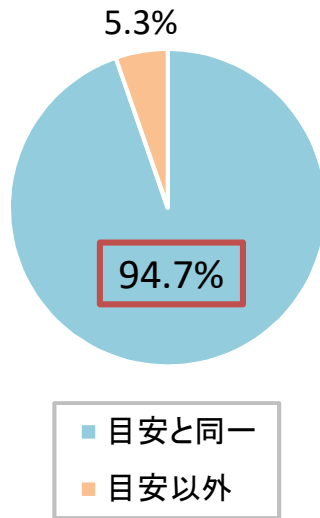
注2 「日常生活能力の判定の平均」は、障害年金診断書（精神障害・知的障害用）の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その平均(1.0～4.0の間)を算出したもの。

注3 下欄の( )内は、目安の等級等となった割合

## ガイドラインで設定された区分・目安と障害認定の関係②：再認定

- 令和元年度の障害基礎年金・障害厚生年金の再認定の実績を見ると、90%以上のケースで目安と同一の障害等級が認定されている。
- ガイドラインの日常生活能力に係る区分において重度とされたケースほど、支給決定割合が高くなる傾向にある。

### ◎ 障害等級の目安と認定された障害等級の関係



データ：日本年金機構調べ

※令和元年度の障害基礎年金・障害厚生年金の再認定に係るデータ。

※令和元年度の精神障害・知的障害に係る障害基礎年金・障害厚生年金の再認定件数全数(193,864件)のうち、障害等級の目安が設定されている区分にあてはまるケースは192,650件で、そのうちの182,409件(94.7%)で目安と同一の障害等級が認定されている。

### ◎ ガイドライン区分ごとの支給決定割合

		日常生活能力の程度（5段階評価）				
		(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
日常生活能力の判定の平均（4段階評価の平均）	3.5以上	目安：1級	目安：1級又は2級			
		99.9% (1級：79.0%)	99.9% (1級又は2級：99.4%)			
	3.0以上 3.5未満	目安：1級又は2級	目安：2級	目安：2級		
		100.0% (1級又は2級：99.7%)	99.9% (2級：95.5%)	99.8% (2級：91.0%)		
	2.5以上 3.0未満		目安：2級	目安：2級又は3級 (基礎：2級又は非該当)		
			99.9% (2級：95.7%)	99.7% (上欄：99.8%)		
2.0以上 2.5未満		目安：2級	目安：2級又は3級 (基礎：2級又は非該当)	目安：3級又は非該当 (基礎：非該当)		
		99.9% (2級：93.5%)	99.0% (上欄：99.8%)	71.2% (上欄：87.9%)		
1.5以上 2.0未満			目安：3級 (基礎：非該当)	目安：3級又は非該当 (基礎：非該当)		
			71.9% (上欄：78.7%)	71.0% (上欄：91.7%)		
1.5未満				目安：非該当	目安：非該当	
				50.7% (上欄：49.3%)	29.8% (上欄：70.2%)	

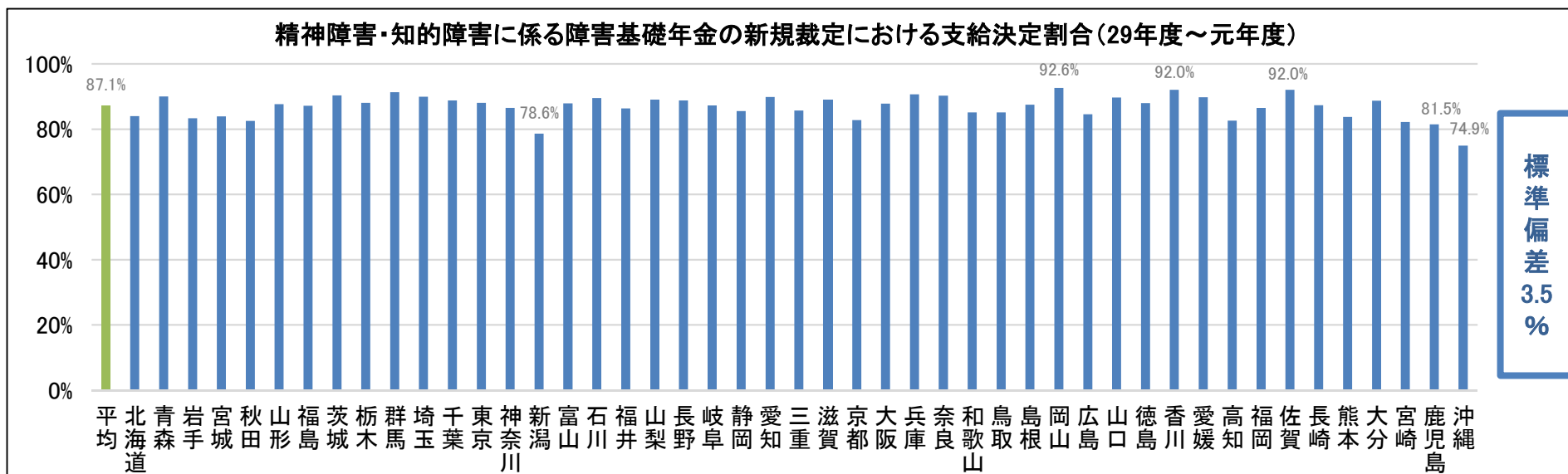
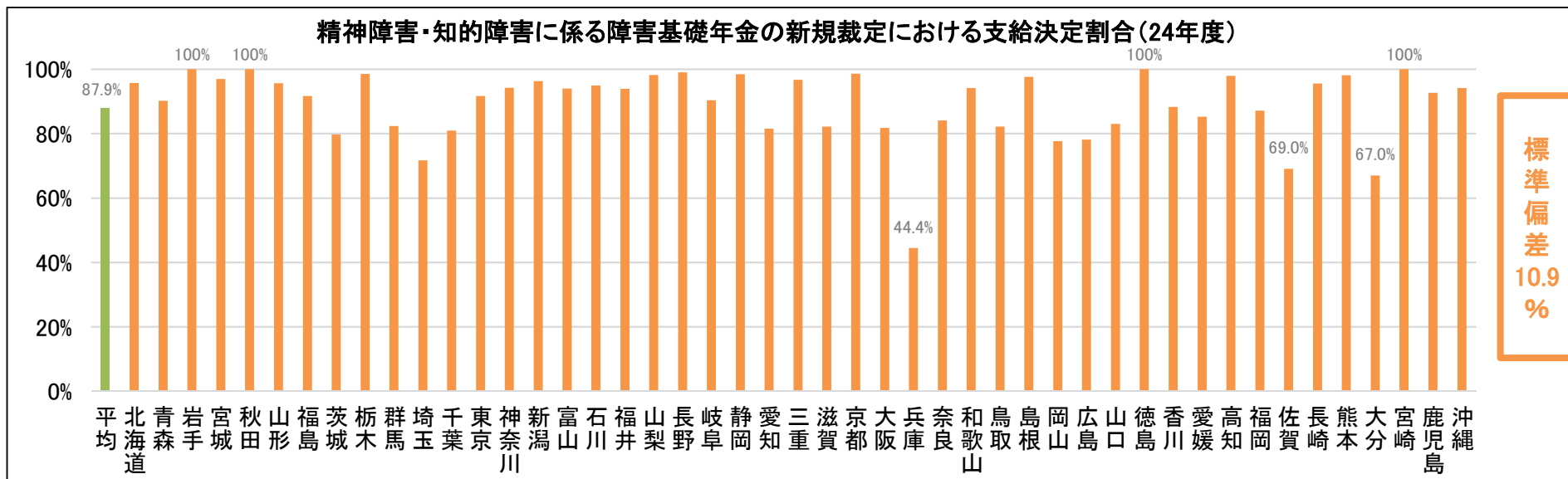
注1 「日常生活能力の程度」は、障害年金診断書(精神障害・知的障害用)の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。数字が大きいほど、援助の必要性が大きい。

注2 「日常生活能力の判定の平均」は、障害年金診断書(精神障害・知的障害用)の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その平均(1.0～4.0の間)を算出したもの。

注3 下欄の( )内は、目安の等級等となった割合

## ガイドライン制定後の地域差の改善状況①：新規裁定

平成24年度と平成29年度～令和元年度（ガイドライン施行後3年間）の都道府県別「精神障害・知的障害に係る障害基礎年金の支給決定割合（新規裁定）」を比較すると、標準偏差が縮小しており、地域差が改善している。



注 標準偏差：複数データ間の数値のばらつきを示す指標。各データの数値から平均値を差し引いた数値の二乗を合計し、さらにデータの総数で割った値の正の平方根のこと。

データ 平成24年度データ：日本年金機構「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査結果」（平成27年1月、サンプル調査）

平成29年度～令和元年度データ：日本年金機構調べ（全数データ） ※いずれのデータも障害基礎年金のみ受給資格がある者について集計したデータ



# 參考資料



## (参考) 日常生活能力の程度 ～障害年金診断書(精神障害・知的障害用)～

※ 状態をもっとも適切に記載できる「精神障害」又は「知的障害」のどちらかを使用。

	精神障害	知的障害
(1)	精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。	知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
(2)	精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)	知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身近生活も一人でできる程度)
(3)	精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)	知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身近生活についてもおおむね一人でできる程度)
(4)	精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)	知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身近生活についても部分的にできる程度)
(5)	精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)	知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身近生活の処理も一人ではできない程度)

## (参考) 日常生活能力の判定 ～障害年金診断書(精神障害・知的障害用)～

※ 単身で生活するとしたら可能かどうかで判断。

※ 各項目の点数の平均値を算出。

軽度

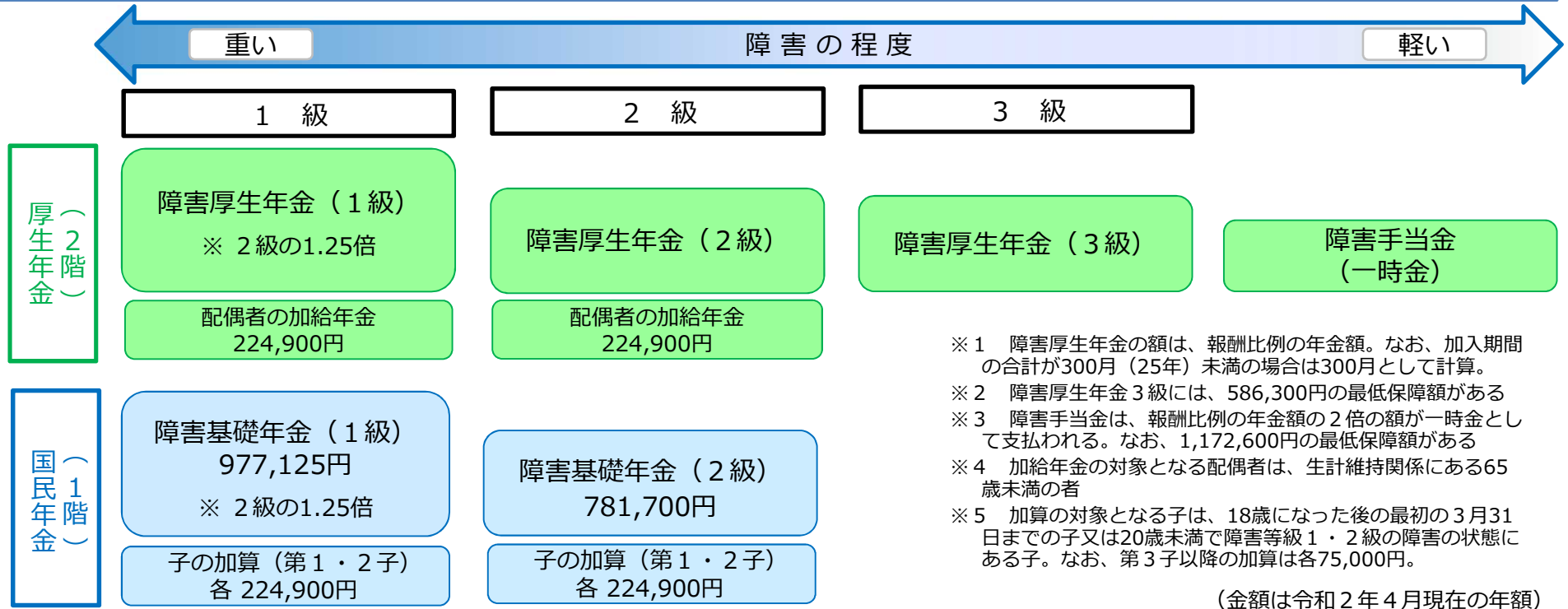


重度

項目 \ 点数	1	2	3	4
(1) 適切な食事 配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。	できる	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない
(2) 身の清潔保持 洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。	できる	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない
(3) 金銭管理と買い物 金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない
(4) 通院と服薬(要・不要) 定期的に通院や服薬を行い、現状等を主治医に伝えることができるなど。	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない
(5) 他人との意思伝達及び対人関係 他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない
(6) 身の安全保持及び危機対応 事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない
(7) 社会性 銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。	できる	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	助言や指導があればできる	助言や指導をしてもできない若しくは行わない

## (参考資料) 障害年金制度の概要

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金がある。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給される。



障害年金の支給要件：障害年金を受けるためには、次の3つの要件を満たすことが必要。

### ①初診日に被保険者であること

初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または、国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

#### 【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金が支給される。

### ②保険料の納付要件を満たしていること

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

#### 【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が令和8年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

### ③一定の障害の状態にあること

障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級~3級)に該当すること

※障害認定日： 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日